

自然環境保全地域の指定（昭和56年岩手県告示第1319号）の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行する。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1(1) [略]</p> <p>(2) 自然環境保全地域に含まれる土地の区域 下閉伊郡岩泉町岩泉事業区国有林22林班、24林班及び30林班の各一部並びに下閉伊郡川井村川井事業区国有林108林班の一部（別紙図面のとおり。）</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境保健部自然保護課、岩泉町役場及び川井村役場に備えておいて縦覧に供する。</p> <p>2(1)・(2) [略]</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境保健部自然保護課及び岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。</p>	<p>1(1) [略]</p> <p>(2) 自然環境保全地域に含まれる土地の区域 宮古市川井事業区国有林108林班の一部並びに下閉伊郡岩泉町岩泉事業区国有林22林班、24林班及び30林班の各一部（別紙図面のとおり。）</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課、宮古市川井総合事務所及び岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。</p> <p>2(1)・(2) [略]</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	